中医協概要報告(2021年1月13日開催)

(第 176 回薬価専門部会、第 51 回調査実施小委員会、第 472 回総会)

厚労省は1月13日に、薬価専門部会、調査実施小委員会、総会を開催した。

薬価専門部会では「令和3年度薬価改定に係る薬価算定基準の見直しについて(案)」を了承、総会へ報告した。調査実施小委員会では医療経済実態調査の内容について議論が行われた。総会では不妊治療の保険適用に向けた工程表の確認と2019年度指導・監査等の実施状況の報告、歯科用貴金属の10月改定の訂正等が報告された。

薬価専門部会

2021 年度薬価改定基準見直し案を了承

厚労省は令和3(2021)年度薬価改定の薬価算定基準の見直し案を提示し、了承された。 主な見直しの内容は、次の通り。

既収載品の薬価を市場実勢価格加重平均値調整幅方式により改定する場合、2021 年度改定においては市場実勢価格に対する乖離率がすべての既収載品の平均乖離率から8分の5倍を超える既収載品を対象とする。後発品も同様に、すべての既収載品の平均乖離率から8分の5倍を超える既収載品を改定の対象となる。算出式については、前回(2020年12月18日)提示された平均購入価格×{1+(1+地方消費税)×消費税}+調整幅+0.8/100となる(0.8/100はコロナ特例)。

低薬価品の特例で基礎的医薬品については、要件を満たす既収載品は前年度と同様の薬価とするとされたが、2021年度改定では2020年度に基礎的医薬品とされ市場実勢価格の平均乖離率を超えていない既収載品を、2021年度も基礎的医薬品としてみなすこととした。なお、同日の中医協総会で同見直し案が報告され、特段異論はなく了承された。

調査実施小委員会

調査対象を改定前後2年間と、単月も追加することを提案

調査実施小委員会では、医療経済実態調査の実施について新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた調査項目の見直しや有効回答率の向上について議論した。医療経済実態調査は2年に1度行われており、診療報酬改定の資料に活用されている。そのため今回の調査は2021年7月を調査月とし11月に調査結果の報告とするスケジュールとした。

今年度の調査で厚労省は、新型コロナの影響を考慮し、通常だと調査対象を診療報酬改定前後の2年間としているところを、新型コロナの影響が比較的小さいと期待される単月も追加調査することを提案した。例として厚労省は、調査スケジュールから最も近い2021年6月の損益を調査し、2019・2020年6月との比較を試みることを示した。また新型コロナ感染症患者の受け入れの有無による経営状況の把握にも対応する案を提示した(6月で比較することを提案した趣旨ではない)。

有効回答率向上の取り組みとしては、調査依頼文送付時にフィードバック見本の添付や 電子調査票利用促進に努めるとした。 今村聡委員(日本医師会副会長)は、単月調査の実施について「どの月を選んでも新型コロナの影響は無視できない状況」として、改定の影響を正しく解釈できるのかと疑問を呈し単月調査は考え直すよう求めた。厚労省は今村委員の意見に対し、「改定の影響を把握することは難しいが、次回改定の議論に向けて経営状況を把握したい」と述べ理解を求めた。池端幸彦委員(日本慢性期医療協会副会長)は「単月での支出をどう按分したらいいのか」と述べ、単月調査の難しさを指摘した。また新型コロナの影響は感染者の多い都市部に集中するなど地域差が大きいことを懸念し、新型コロナによってより多忙となっている医療機関が回答できないなど回答率悪化やバイアスなどを不安視した。

幸野庄司委員(健康保険組合連合会理事)は、新型コロナによる臨時的措置として経過措置が延長されているなど改定内容が実施されていないため、「2020年度の経営状況の把握はできない」と断言。2021年度における単月調査は必要だとした。その上でメディアスでは医療費は徐々に戻ってきているとして、新型コロナの感染状況を踏まえながら単月調査の対象月をいつにするのかを判断するべきだと述べた。

総会

最適使用推進ガイドラインの了承と、不妊治療の保険適用に向けた議論がスタート

厚労省は医療保険部会で決定した不妊治療の保険適用に向けた工程表を示し、今後の中医協での進め方について議論を行った。工程表では、2021年3月に実態調査の最終報告が行われ、2021年夏に学会のガイドラインが完成、2022年度より保険適用とするとなっている。幸野委員は安全性やエビデンスをしっかりと把握するべきだと述べ、今村委員は実態調査の大切さを強調し調査項目を中医協にも提示するよう求めた。

革新的な新規作用機序医薬品の最適使用推進ガイドラインについては、オルミエント錠のアトピー性皮膚炎とテセントリク点滴静注の非小細胞肺癌に対するガイドラインが承認された。

歯科用貴金属随時改定の訂正

厚労省は10月の歯科用貴金属随時改定について、誤って改定を見送っていたとして謝罪し、官報正誤で訂正するとした。10月改定の際に用いる計算式で、7月に改定があった場合で計算していたことが原因だったとし、今後計算の透明化を図っていくとした。なお、10~12月請求分との差額については、正しい金額を支払うとして現在方法を精査しているとした。

林正純委員(日本歯科医師会常務理事)は、「看過できない」と述べ、逆ザヤ問題やタイムラグの解消など、わかりやすい制度とするよう要望した。

告示価格の正誤は以下の通り。

歯科鋳造用 14 カラット金合金	(誤)改定なし → (正)4,766円(+392円)
インレー用(JIS 適合品)	
歯科鋳造用 14 カラット金合金	(誤)改定なし → (正) 5,050円 (+392円)
鉤用(JIS 適合品)	
歯科用 14 カラット金合金	(誤)改定なし → (正)5,422円(+392円)
鉤用線(金 58.33%以上)	

歯科用 14 カラット合金用金ろう (誤)改定なし → (正)4,982 円 (+392円) (JIS 適合品)

配布された資料は、厚生労働省HPでも公開されています。

- 第 176 回薬価専門部会 https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212451_00037.html
- 第 51 回調査実施小委員会 https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000183534_00006.html
- 第 472 回総会 https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212500_00087.html

<会内使用以外の無断転載禁止>